

等ノ者ノ一般組合員ニ對スル悪宣傳防止ノ為メ就業
ヲ停止シ社外ニ於テ待命セシメ一方對策ヲ協議セリ
之具體策ノ決定重ク當廳調停課ニ調停ヲ願ヒ出デ
シスル模様アリ
右反(甲)報候也

10.4 10.15
= 報 2

禁秘第二二九三號

昭和四年十月七日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

10.8
912

東京スタンダード靴株式会社、労働争議ニ関スル件
(第一報一筆生)

要旨
會社ハ労働組合幹部ニ通告セリ九月三十日職工中退激思想抱持者名ヲ會
社ノ都合ヲ名トシ解雇スルニ内四名ハ解雇ノ理由ナシト復職ヲ要求シ拒絶
サレタルガ甚シク悪化ノ種様ナク解決ノ具込